

大阪電気通信大学 オープンアクセス方針

2019年 9月 3日

運営会議承認

(趣旨)

1. 大阪電気通信大学は、(以下、「本学」という。) 本学に在籍する教職員および学生または本学に在籍したことのある教職員(以下「教職員および学生」という。)によって得られた研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を保証することにより、学術研究の更なる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセスに関する方針(以下「本方針」という。)を以下のように定めるものとする。

(研究成果公開の権限)

2. 本学は、出版社、学科、学内部局等が発行した学術雑誌(図書等を除く)に掲載された教職員および学生の研究成果(以下「研究成果」という。)を大阪電気通信大学学術リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が教職員および学生からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された研究成果や本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(電子データの提出とリポジトリへの登録)

5. 研究成果の発行版がリポジトリでも公開可能である場合、本学は当該発行版をリポジトリに登録することができる。発行版の公開は禁じているが著者版の公開を許している場合、研究成果の公開に同意した教職員から著者最終稿が提出された段階で登録する。リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関わる事項は、「大阪電気通信大学学術リポジトリに関する要綱」に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるものの他、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して決める。